

# 研究倫理審査について

一橋大学  
研究倫理審査委員会

一橋大学では、「一橋大学における人を対象とする研究の倫理規則」により、研究者(\*)からの申請に基づき、人を対象とする研究の研究計画又は公表予定原稿の倫理審査を行っています。審査の必要性は、以下のチャートにて判断してください。審査を希望する場合は、「一橋大学研究倫理審査申請について（要項）」に沿って申請書類を作成の上、原則として研究開始希望日の2か月前までに所属部局の事務担当者を通じて研究倫理審査委員会へ提出してください。

(\*研究者とは、本学に所属する教員、大学院学生又は学部学生を指します。大学院学生又は学部学生が申請する場合は、必ず指導教員の承諾を得てから申請を行うようにしてください。)

## 研究倫理審査申請に関する判断用フローチャート

①あなたが計画している研究/公表予定原稿は、以下のいずれかに該当しますか？

- 人を直接の対象とする
- 人に関する情報やデータを対象とする

**NO**

人を対象とする研究ではありません

**YES**

②あなたが計画している研究は、医学系研究ですか？

**YES**

本学の研究倫理審査は、原則として社会科学を対象としているため、審査を行うことができません

**NO**

③あなたが計画している研究は、以下のいずれかに該当しますか？

- 法令の規定により実施される研究
- 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究
- 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報のみを用いる研究
- 既に匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。）のみを用いる研究
- 既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報のみを用いる研究

**YES**

基本的に申請不要です  
(審査を希望する場合は申請してください)

**NO**

④共同研究や学会発表・論文投稿等のために倫理審査が必要な研究ですか？

**YES**

申請してください

以下のwebサイトより申請方法を確認のうえ、必要書類を提出してください。

[https://www.hit-u.ac.jp/academic/research\\_ethics/index.html](https://www.hit-u.ac.jp/academic/research_ethics/index.html)

(注意！)

別紙の審査所要日数の目安を確認の上、余裕を持って申請してください